

ケアセンターじゅえん

(指定介護予防支援事業所)

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する契約書

_____ (以下、「利用者」といいます)と、ヒロ株式会社が営むケアセンターじゅえん (以下、「事業所」といいます)は、事業所が利用者に対して行う介護予防ケアマネジメント又は、介護予防支援について、以下の条項によりこの契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(契約内容)

第1条 事業所は利用者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関連法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン等」という。）を作成するとともに（初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施する場合を除く）、介護予防サービス（以下「サービス」という。）等の適正な提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者その他の事業者（以下「サービス事業者等」という。）及び関連機関との連絡調整等を行うものとする。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、令和_____年_____月_____日から第7条に掲げる満了の条件に該当するときまでとする。

(介護予防プラン等の作成)

第3条 事業所は、松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月25日松戸市条例第42号）に定める3職種（保健師等、社会福祉士等、介護支援専門員）の職員及び松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年3月29日松戸市条例第11号）に定める保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を担当に定めるものとする。

2 担当職員は、介護予防ケアプラン等の作成のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族（以下「利用者等」）に面接し、解決を要する課題及び利用者等の要望を把握すること。
- (2) 事業所は利用者に対し、複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができること、および介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることについて説明を行い、理解を得ること。
- (3) 利用者に対し、当該地域におけるサービス事業者等のサービスの内容及び利用料に関する情報を適正に提供し、サービスを選択させること。
- (4) 利用者提供されるサービス目標、達成時期、サービス提供上の留意点等を明記した介護予防ケアプラン等の原案を作成すること（初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施する場合を除く）
- (5) 前号の原案について、保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の該当の有無を区分し、サービスの種類、内容、利用料等に関し、利用者に説明して文章による同意を受けること。
- (6) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には主治医等の意見を求め、その指示に

従うこと。

- (7) 事業所は、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めること。

3 事業所は介護予防ケアプラン等の内容に基づき、給付管理票又は委託先支援事業所情報を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会に提出すること。

(介護予防ケアプラン等の見直し等)

第4条 事業所は、少なくとも3か月に1回、又は利用者の状況に著しい変化があった時は利用者宅を訪問・面談し、訪問しない月においては電話等の方法により利用者等に連絡することで、介護予防ケアプラン等の実施状況を把握することにより、必要に応じ介護予防ケアプラン等を見直すこと。

2 事業所は、介護予防ケアプラン等で定めた期間が終了するときは利用者宅を訪問し、介護予防ケアプラン等の実施状況を踏まえ、目標の達成を評価すること。

3 事業所は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望するときは、その再評価を行い、介護予防ケアプラン等の変更、要支援認定区分の更新申請又は変更申請、関連事業者への連絡等必要な支援を行うこと。

4 事業所は、事業所が提供した介護予防ケアマネジメント、介護予防支援又は介護予防ケアプラン等に位置付けたサービス等に関する利用者からの苦情、相談等に迅速に対応すること。

(利用料)

第5条 事業所が提供するサービス計画の作成に係る利用料は、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書に定めるとおりとする。

(契約の終了)

第6条 この契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了するものとする。

- (1) 利用者が要支援認定又は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者特定を取り消されたとき、又は要介護認定を受けたときや死亡したとき。
- (2) 利用者が、介護保険施設等へ入所したとき、又は介護予防小規模多機能型居宅介護と契約したとき。
- (3) 次条又は第9条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 利用者の住居がサービス提供地域外となったとき。
- (5) 基本チェックリスト該当者とならないまま要支援認定の有効期間が終了したとき。

(事業者の解除権)

第7条 事業所は、利用者の非協力等によりこの契約の目的を達することが困難又は不可能になったと認めるときは、1か月以上の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

(利用者の解除権)

第8条 利用者は事業所に対し、1か月以上の予告期間をもっていつでもこの契約を解除することができるものとする。

2 利用者は、介護予防ケアプラン等に同意する前にこの契約を解除したときは、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書に定める料金を事業所に支払わなければならない。ただし、事業所及び事業所等の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

3 利用者は、事業所及び事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 事業所及び事業所等が、正当な理由なく、介護保険法その他の関係法令又はこの契約に定める事項に違反したとき。
- (2) 事業所が事業者の指定の取り消し又は破産法により、業務を継続することが困難又は不可能となったとき。

(善管注意業務)

第9条 事業所は、この契約の履行に当たっては、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもってその業務を行うこと。

(損害賠償)

第10条 事業所は、この契約の履行に当たり、その責めに帰する事由により利用者に損害を及ぼしたときは、速やかにその損害を賠償する。ただし、利用者等の故意又は重大な過失がある場合は、その賠償額を減額することとする。

(秘密保持)

第11条 事業所並びにその担当職員及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たり知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事業所並びにその担当職員及び従業員は、利用者等の同意を得ずに、その個人情報を用いてはならない。

(記録の整備等)

第12条 事業所は、利用者等に関する記録、書類等をこの契約終了後5年間保管し、この間、利用者等からの閲覧及び謄写の要求に応じることとする。ただし、謄写の場合にあっては、その実費を請求するものとする。

(契約外条項)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ事業所、利用者協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、事業所・利用者各署名（署名が困難な場合は代筆者が記名押印）の上、本契約書2通を作成し、事業所、利用者各1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

ケアセンターじゅえん

説明者氏名

【利用者】

氏 名

住 所

電話番号

【署名代行者】

氏 名

(続柄)

住 所

電話番号

事業者名 ヒロ株式会社
代表者名 代表取締役 佐々木 進
住 所 千葉県松戸市小山762-2
電話番号 047-710-3021

事業所名 ケアセンターじゅえん
住 所 千葉県松戸市三矢小台3-9-10
電話番号 047-311-4842